町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに

申告期間は、2月16日（水）～3月15日（火）

申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。

申告資料の提出がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

《町県民税申告と確定申告》

○申告が必要な方

左記フローチャートで確認してください。なお、平成22年中の給与の収入金額が2，000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方は、確定申告が必要です。

○年金受給者と申告

年金からの源泉徴収税額には、社会保険料や生命保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦（夫）控除などの各種控除は反映されていません。

各種控除の適用を受ける場合には各種申告が必要です。

《申告の受付・相談》

次頁掲載の申告会場の案内を参照。

○町県民税申告書

前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方へ2月初旬に送付します。申告が必要な方で、申告書がない場合は、町の申告会場にも用意しています。提出は、郵送でも受付します。（控えが必要な方は、切手貼付のうえ返信用の封筒を同封）

○確定申告書の配布

国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場で配布しています。

○確定申告書は、ご自宅のパソコンから簡単に作成できます

画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。

・国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
http://www.nta.go.jp

○確定申告電話相談センター

確定申告に関する相談にお答えする電話窓口を税務署が開設します。

・期間　3月15日（火）まで
・相談内容　所得税、個人事業者の消費税、贈与税、相談会場について等

◎問い合わせ

・確定申告について
平塚税務署☎（22）1400
・町県民税について
税務課☎内線253・254

こんな方は申告が必要です！

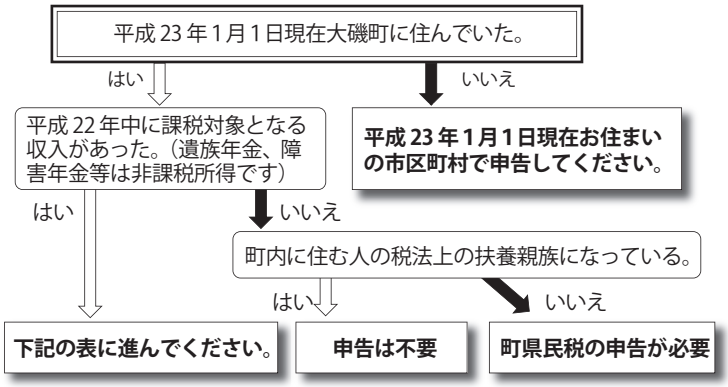

あなたはどの申告が必要？

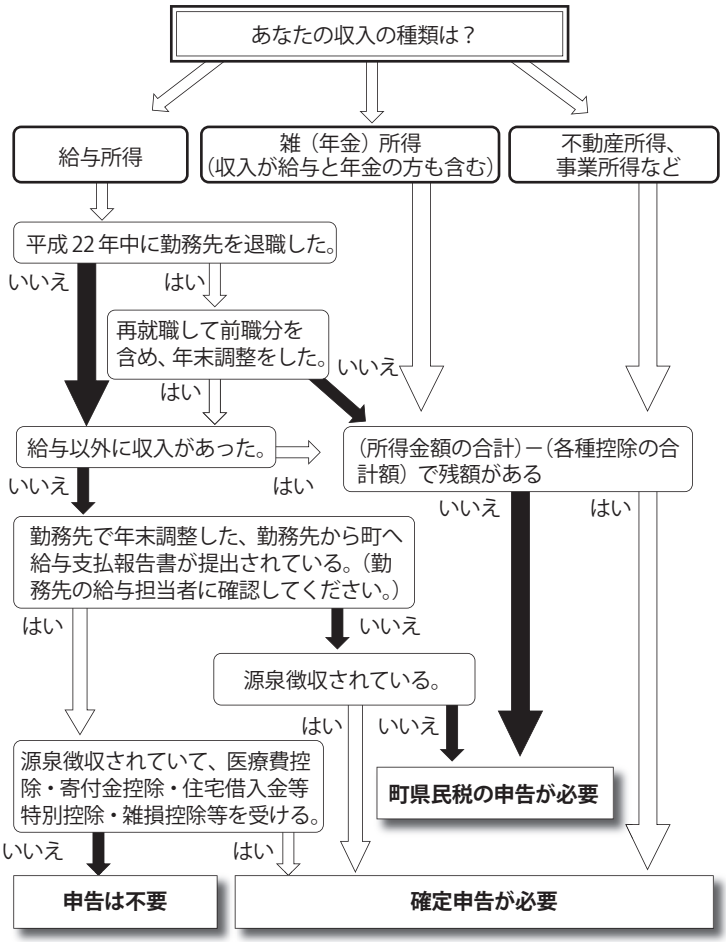

※このフローチャートは全ての方が当てはまるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。